

添付文書で定める用法用量を超えた濃度および投与量での注射用カリウム製剤の使用

当院で治療を受ける患者さんで低カリウム血症を呈した患者さん

治療協力をお願い

当院では「添付文書で定める用法用量を超えた濃度および投与量での注射用カリウム製剤の使用」という治療を倫理委員会の承認並びに院長の許可のもと、倫理指針及び法令を遵守して行います。この治療は、日本医科大学付属病院にて、低カリウム血症を呈した患者さんを対象とした治療で、治療方法は以下の通りです。直接のご同意はいただかずに、この掲示によるお知らせをもって実施いたします。皆様方におかれましては治療の主旨をご理解いただき、本治療へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。この治療を希望されない場合、途中から中止を希望される場合、また、資料の閲覧・開示、個人情報の取り扱い、その他治療に関するご質問は下記の問い合わせ先へご連絡下さい。

(1) 治療の概要について

医療計画名：添付文書で定める用法用量を超えた濃度および投与量での注射用カリウム製剤の使用
実施期間：研究実施許可日～永続的に使用
実施責任者：日本医科大学付属病院 医療安全管理部 石井 庸介

(2) 治療の意義、目的について

低カリウム血症に対する治療は内服での補充を行いますが、重症の場合や内服困難な場合は注射剤を使用します。注射用カリウム製剤は、添付文書において、40mEq/L の濃度以下に希釈し、20mEq/hr を超えない速度で投与することとされ、カリウムイオンの投与量としては1日 100mEq を超えないことと記載されています。しかし、重篤な低カリウム血症では致死的な不整脈を引き起こす可能性があるため、添付文書の記載を逸脱した急速なカリウム静注製剤による補正を行うことで重篤な不整脈の発生を防ぐことができます。また、輸液量を絞る必要がある場合や補正を急ぐ必要がある場合に、高濃度、原液で使用することで心臓への負担を減らし、輸液による心不全のリスクを回避することができます。カリウム製剤の高濃度投与、急速投与、高用量投与についてはガイドライン等で必要性が言及されています。

(3) 治療の方法について

当院では注射用カリウム製剤を高濃度の希釈で投与する場合や急速に投与する場合、高用量で投与場合があります。カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全をきたす恐れがあるため、心電図モニターを装着して使用することと定めています。また、適宜、血液ガス値（最低4時間毎）、血清カリウム値、尿中カリウム値等を測定します。異常が認められた場合には速やかに減量または中止します。また、必要に応じて高カリウム血症に対する治療をおこないます。低カリウム血症が改善され次第、添付文書で定められた使用法へ移行します。

(4) 個人情報保護について

該当しません

(5) 研究成果の公表について

該当しません

(6) 問い合わせ等の連絡先

日本医科大学付属病院 薬剤部 薬品情報室（林 太祐、渡邊 友起子）
〒113-8603 東京都文京区千駄木 1-1-5
電話番号：03-3822-2131（代表） 内線：3147
メールアドレス：fuzoku-di@nms.ac.jp